

11月11日は「介護の日」です。

厚生労働省は、平成20年度から11月11日を「介護の日」としました。介護を必要とする人や介護の仕事をしている人だけでなく、地域に暮らす一人として、この日を介護について考えるきっかけとしましょう。

介護保険制度について

1. 介護保険の運営について

介護保険は全ての40歳以上の方が加入しなければなりません。介護保険料は、40歳から64歳までの方は、病気の際に必要な医療保険（国民健康保険など）と一緒に支払いをします。また、65歳以上の方は、介護保険料として年金から引かれたり、納付書払いや口座振替で納めます。

その他介護保険事業を運営するのに必要な費用の半分は、国・県・市が負担しています。

※ 介護保険料を納めない

介護保険のサービスを使う際には、通常は費用の1割（平成27年8月より一定以上の所得のある方は2割となる予定）を負担すればサービスを使えますが、介護保険料が納まっていないと、負担する金額が増えたり一時的に全額負担しなければならなくなったりします。

2. 介護保険を使うには

もしご家族やご本人が病気などにより急に介護が必要な状態となった場合は、まずお近くの介護保険の担当窓口にご相談ください。

介護保険の申請は簡単です。介護が必要な方の介護保険証（65歳になった月に送付してあります。）を持参の上、窓口で申請をします。また、40歳から64歳の方は、老化が原因とされる特定疾病により介護が必要な状態となった場合のみ申請ができます。

申請後は、市の認定調査員がご本人と面会をし、体の様子を項目に従って調査します。また、かかりつけの医師から意見書をもらいます。

3. 介護の認定について

認定調査の結果などをもとに、認定審査会（医師や看護、介護関係者で組織）で、対象となった方の要介護度（介護の重さの段階）を判定します。

※ 介護の申請をしてから認定結果が出るまで、1か月程度の期間を要します。

4. 介護サービスの使い方

自宅で介護サービスを使いたい場合は、はじめにケアマネジャーのいる居宅介護支援事業所へ連絡して契約してください（ケアマネジャーに対する費用はかかりません）。どのようなサービスを使うかは、担当のケアマネジャーと相談して「ケアプラン」を作ります。ケアプランに沿ってサービスの利用が始まります。

5. 在宅サービスの種類

自宅にヘルパーなどに来てもらう訪問型のサービスやデイサービスなどの施設に通う通所型のサービスなどがあります。また、自宅で生活しやすくするために住宅を改修したり、介護用具を借りたりすることもできます。

また、家族が留守にしたりして、一時的に介護することができなくなってしまう場合などは、短期入所（ショートステイ）を利用することもできます。

6. 自宅で介護が困難な場合

自宅での生活が困難な状態の場合は、施設に入所するサービスもあります。施設の種類のいくつかありますので、対象者の状態にあった施設を選び、入所したい施設に直接申し込みをします。

7. 要支援1又は要支援2と判定された場合

お近くの地域包括支援センターにご相談ください。担当者がサービスの相談を受けます。

8. 非該当となった場合

もし判定結果が非該当となった場合は、地域包括支援センターで開催する介護予防事業等に参加できますので、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

◆ 問合せ先

- 本 介護保険課 ☎(21) 2251・2253
- 大 健康福祉課 ☎(45) 1788
- 藤 健康福祉課 ☎(62) 0904
- 都 健康福祉課 ☎(29) 1103
- 西 健康福祉課 ☎(92) 0309
- 岩 健康福祉課 ☎(55) 7780

登録型本人通知制度

本市では、住民票の写しや戸籍等の不正請求や不正取得による個人の権利の侵害を防ぐため、住民票の写しや戸籍等を本人の代理人や第三者に交付した時に、事前に登録した方に交付したこと（交付年月日、種別及び通数、交付請求者の種別（代理人又は第三者の別））をお知らせする「登録型本人通知制度」を実施しています。

栃木市不妊治療費助成制度

◆ 問合せ先
本 市民生活課 ☎(21) 2123

国内の医療機関において不妊治療を受けた夫婦に対し、医療保険適用外の治療費の一部を補助します。

◆ 対象者
左記のすべてを満たす方
○ 婚姻している夫婦
○ 申請日以前に夫婦の一方又は双方が1年以上栃木市に住民登録している方

◆ 助成期間
子一人につき通算5回まで（1年度1回／通算には合併前の旧市町で申請を行った回数も含む）

◆ 助成金額
医療保険適用外治療費の2分の1の額。ただし栃木県特定不妊治療費助成事業等の対象となる場合は治療費から助成額を差し引いた額の2分の1（限度額は1年度10万円）

◆ 申請期限
医師が証明した治療期間の最終日の属する年度の翌年度末

★ 申請書の記入方法や申請方法などは問い合わせください。

◆ 問合せ先
本 保険医療課 ☎(21) 2137
大 生活環境課 ☎(43) 9223
藤 生活環境課 ☎(62) 0903
都 生活環境課 ☎(29) 1102
西 生活環境課 ☎(92) 0307
岩 生活環境課 ☎(55) 7762

栃木市不育症治療費助成制度

国内の医療機関において不育症と診断され医師による不育症治療を受けた夫婦に対し、医療保険適用外の治療費の一部を補助します。

◆ 対象者
左記のすべてを満たす方
○ 婚姻している夫婦
○ 申請日以前に夫婦の一方又は双方が1年以上栃木市に住民登録している方

◆ 助成期間
平成25年4月1日以降（岩舟地域にお住まいの方は合併日以降）の治療で出産等に伴い治療が終了するまでの期間

◆ 助成金額
医療保険適用外治療費の2分の1の額。ただし他制度の助成対象となる場合は治療費から助成額を差し引いた額の2分の1（1年度30万円を限度）

◆ 申請期限
治療終了後、治療が終了した日の属する年度の翌年度末

★ 申請書の記入方法や申請方法などは問い合わせください。

◆ 問合せ先
本 保険医療課 ☎(21) 2137
大 生活環境課 ☎(43) 9223
藤 生活環境課 ☎(62) 0903
都 生活環境課 ☎(29) 1102
西 生活環境課 ☎(92) 0307
岩 生活環境課 ☎(55) 7762



栃木市マスコットキャラクターとち介

身体障がい者巡回相談

身体障がい者巡回相談

11月3日までに左記へ

- 本 社会福祉課 ☎(21) 2203
- 大 健康福祉課 ☎(43) 1788

栃木市最低賃金が平成26年10月1日に改正

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。なお、特定の産業には、別々に定められています。

◆ 問合せ先
栃木労働局労働基準部賃金室 ☎028(634)9109
栃木労働基準監督署 ☎(24)7766

- 藤 健康福祉課 ☎(62) 0904
- 都 健康福祉課 ☎(29) 1103
- 西 健康福祉課 ☎(92) 0309
- 岩 健康福祉課 ☎(55) 7759

26年10月1日に改正
時間額733円!



栃木市マスコットキャラクターとち介

困ったときの
が・た・づ・け屋 です!

☆家屋の一般廃棄物
(テーブル、家具、衣服、家電など)の処理

栃木市指定第19号 一般廃棄物処理業

(株)Cri-Kai 栃木市宮町55-1
TEL 0282-30-1632 FAX 0282-31-2870
E-mail cri-kai@cc9.ne.jp ※一時預かりも致します。

相続・登記・裁判所関係書類作成等
頼まれやすい事務所をめざしています
司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐山隆事務所

栃木市旭町19番16号 栃木市文化会館斜め前
TEL0282(24)2555 (平日) 8:00~19:00
(土・日・祝) 事前予約にて承ります

住宅の2階以上に寝室がある
場合、階段部分にも
住宅用火災警報器の
設置が必要だよ!

栃木市マスコットキャラクターとち介